

早稲田速記医療福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、対人応対能力を基礎とした人間性の陶冶を教育の根幹に置き、医療・福祉サービスの向上、健康の増進及び情報の整理・活用の進展に寄与するための専門知識・技術を研究教授し、社会に積極的に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、早稲田速記医療福祉専門学校という。

(学校の位置)

第3条 本校を、東京都豊島区高田三丁目11番17号に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表する。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限並びに学級数、定員

(課程・学科・修業年限・学級数・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに学級数、定員は次のとおりとする。

昼 夜 別	課程名	学 科 名	修業 年限	入学 定員	総定員	学級数	備考
昼 間	事務技術 専門課程	医療秘書科	2年	120名	240名	6	
		医療事務IT科	2年	40名	80名	2	
		診療情報管理科	3年	40名	200名	5	
		くすり・調剤事務科	2年	30名	70名	2	
		小 計		230名	590名	15	
	教育・社会福祉	介護福祉科	2年	60名	90名	3	

	専門課程	小 計		60 名	90 名	3	
	医療専門課程	看護科	3 年	35 名	105 名	3	
		小 計		35 名	105 名	3	
	合 計				325 名	785 名	21

2 学生は修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律により規定されている休日

(3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月21日から1月9日まで

(5) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(6) 学園の創立記念日 5月15日

2 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、休業日を変更、または休業日に授業を行うことがある。

3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

(始業・終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、時刻を変更して授業を行うことがある。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学時期)

第10条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 11 条 本校の入学資格は次のとおりとする。

(1) 学校教育法第 90 条第 1 項により大学に入学することができる者。

(2) 前項と同等以上の学力があると認められた者。

(入学手続・入学許可)

第 12 条 本校の入学手続は次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、所定の書類に必要事項を記載して第 38 条の 2 に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続を終了した者に対し、別に定める入学選考を行い、合格者を決定する。

(3) 合格の通知を受けた者は、所定の日までに第 39 条に定める入学金等を添え、入学の手続をとらなければならない。

(4) 校長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(5) 所定の期日までに入学手続をとらなかった者は合格を取り消す。

(転入学・編入学)

第 13 条 本校に転入学及び編入学を願い出る者があるときは、志願先に欠員があり、かつ、教育上支障がない限りにおいて、選考の上、許可することがある。

2 転入学及び編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転科)

第 14 条 本校に在学中の者で、他の学科への転科を希望する者は、志願先に欠員があり、かつ、教育上支障がない限りにおいて、許可することがある。

2 転科に関して必要な事項は、別に定める。

(休学・復学)

第 15 条 学生が病気、その他やむを得ない事由によって引き続き 1 ヶ月以上就学ができず、休学する場合は、診断書等の証明書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は 1 年または学期毎とする。

3 休学期間は通算して 2 年を超えることができない。

4 休学期間は在学年数に通算しない。

5 休学期間中にその理由が消滅した場合は、校長の許可を得て復学することができる。

6 休学・復学に関して必要な事項は別に定める。

(自主退学)

第 16 条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上校長の許可を受けなければならない。

2 退学に関して必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

(1) 学費を所定の手続きもなく期間内に納付することを怠り、督促してもなお納付しない者。

(2) 休学期間が引き続き 2 年を超える者。

(3) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者。

(4) 死亡した者。

(5) 行方不明で失踪の届出があった者。

(再入学)

第 18 条 退学、または除籍された者が再入学を願い出た場合は、選考の上再入学を許可することがある。

2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第 5 章 教育課程及び授業時数、履修方法等

(教育課程・授業時数)

第 19 条 本校の教育課程及び授業時数は別表 1 のとおりとする。

2 別表 1 の授業科目を読み替える場合に必要な事項は別に定める。

(資格取得に必要な科目及び単位)

第 19 条の 2 次の資格を得ようとする者は、それぞれ学則別表 1 に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(1) 介護福祉士の国家試験受験資格

(2) 診療情報管理士の受験資格

(3) 看護師の国家試験受験資格

(1 年間の授業期間)

第 20 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

ただし、看護科の授業期間は 40 週にわたることを原則とする。

(授業時間の単位数への換算)

第 21 条 授業科目の単位数は、45 時間の学修を必要とする内容の授業 1 単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は 15 時間または 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習及び実技は 30 時間または 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、看護科の臨地実習は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時間数については、その学修の成果を評価して単位数を決めることができる。

(他学科の授業科目の履修)

第 22 条 学生が、他学科の授業科目の履修を希望する場合は、その授業科目の履修者の人数に余裕があり、かつ、教育上支障がない限りにおいて、履修することができる。

2 履修の手続きに必要な事項は、別に定める。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第 23 条 学生が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、教育上有効と認めるときは、本校の教育課程の修了に必要な総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本校の教育課

程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により、本校の教育課程において履修とみなすことができる授業科目は、別に定める。
(専修学校以外の教育施設等における学修)

第24条 学生が行う大学または短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校の教育課程における授業科目の履修とみなすことができる。ただし、看護科においては、その他文部科学大臣が別に定める学修については適用を除外する。

- 2 前項により本校の教育課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第1項により本校の教育課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数と合わせて本校の教育課程の修了に必要な総取得単位数の2分の1を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、本校の教育課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について、それぞれ準用する。ただし、看護科は適用を除外する。
- 4 第23条第2項の規定は、本校の教育課程における授業科目の履修とみなすことができる専修学校以外の教育施設等における学修の履修について準用する。

(入学前の授業科目の履修)

第25条 学生が本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修(第34条の規定により行った授業科目の履修を含む)並びに生徒が本校に入学する前に行った前条第1項及び第3項に規定する学修を、本校の教育課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により本校の教育課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、本校において履修した授業時数以外のものについては、第23条第1項並びに前条第1項及び第3項により本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数と合わせて本校の教育課程の修了に必要な総取得単位数の2分の1を超えないものとする。
- 3 第23条第2項の規定は、本校の教育課程における授業科目の履修とみなすことができる入学前の授業科目の履修について準用する。

(授業の方法)

第26条 本校は文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、看護科は適用を除外する。

- 2 前項の方法による授業科目の履修は、本校の教育課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

第6章 学修の評価

(学修の評価)

第27条 学生の出欠は、出席簿等の書類により確実に把握する。

- 2 別表1に掲げる各授業科目(介護福祉科の介護実習及び看護科の臨地実習を除く)の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の評価を受けることができない

い。

- 3 介護福祉科の介護実習及び看護科の臨地実習の出席時間数が授業時間数の5分の4に満たない者については、評価を受けることができない。
- 4 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。ただし、第21条第2項の授業科目については学修の成果を評価して所定の単位を与えることができる。
- 5 試験等の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。評価の基準は、Sは90点以上、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは60点未満とする。
- 6 病気、慶事、弔事等のやむを得ない事由により定期試験を受験できなかった者には追試験を実施する。追試験を許可された者は指定された期間に所定の手続きをとらなければならない。
- 7 定期試験で不合格となった授業科目について、授業科目担当者に許可された者に限り、再試験を実施する。再試験を許可された者は指定された期間に所定の手続きをとらなければならない。

第7章 卒業等

(卒業の要件)

第28条 本校を卒業するためには、第5条に規定する学科毎にそれぞれの修業年限以上在学し、別表1に掲げる各授業科目について、次の単位を修得しなければならない。

	修業年限	卒業に必要な単位数 (時間数)
事務技術専門 課程の学科	1年	800時間相当の単位数
	2年	1700時間相当の単位数
	3年	2400時間相当の単位数
介護福祉科	2年	介護福祉士の国家試験受験資格を得るために必要な単位を全て修得し、かつ1700時間相当の単位数
看護科	3年	2021年度以前入学生：97単位以上（3015時間以上） 2022年度以降入学生：109単位以上

(卒業の認定)

第29条 前条の規定により卒業の要件を満たした者は、校長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第30条 前条に規定するところにより、次の各号に掲げる課程の学科を修了した者に対し、当該各号に定める称号を授与する。

- (1) 事務技術専門課程医療秘書科 専門士（商業実務専門課程）及び職業実践専門課程（商業実務専門課程）
- (2) 事務技術専門課程医療事務IT科 専門士（商業実務専門課程）及び職業実践専門課程（商業実務専門課程）

- (3) 事務技術専門課程診療情報管理科 専門士（商業実務専門課程）
- (4) 事務技術専門課程くすり・調剤事務科 専門士（商業実務専門課程）及び職業実践専門課程（商業実務専門課程）
- (5) 教育・社会福祉専門課程介護福祉科 専門士（教育・社会福祉専門課程）及び職業実践専門課程（教育・社会福祉専門課程）
- (6) 医療専門課程看護科 専門士（医療専門課程）及び職業実践専門課程（医療専門課程）

第31条 削除

第8章 教職員組織

（教職員組織）

第32条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 26名以上（基幹教員25名以上、基幹教員以外の教員1名以上）
- (3) 事務職員 3名以上
- (4) 学校医 1名

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 教職員は、各学科の指定規則等がある場合には、規定数以上を配置する。
- 3 前項につき、看護科においては専任教員8名以上を配置する。
- 4 その他、校長の職務を補佐するため、校長代理及び副校長を置くことができる。

（校務運営会議）

第33条 本校に経常の学校運営に関する重要事項について協議し、校務の円滑な運営を図るため校務運営会議を置く。

- 2 校務運営会議の構成員及び審議事項等の必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第34条 本校において特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本校の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生には単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

（研究生）

第35条 本校において特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本校の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

（外国人留学生）

第 36 条 外国人で、専修学校の専門課程等において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対して、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことがある。

3 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第 10 章 賞罰

(ほう賞)

第 37 条 成績優秀な者または他の模範となる行為のあった者は、校長がほう賞することがある。

(停学・退学処分)

第 38 条 次の各号の一に該当する者には、校長が停学または退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第 11 章 納付金その他

(入学検定料)

第 38 条の 2 本校に出願する者は、別表 2 に定める入学検定料を出願時に納めなければならない。

(納付金)

第 39 条 本校において学生が納入する費用は、別表 2 のとおりとする。

- 2 入学金は本校が指定する入学手続き期間内に納入する。
- 3 授業料、施設費、実習費は 2 期に分け、学期ごとに本校が指定する期日までに納入する。
- 4 休学期間中の納付金は、別に定める。

(納付金の不還付)

第 40 条 既納の納付金は原則として返還しない。ただし、入学辞退者から所定の手続きにより返還の請求が行われた場合は、入学金、入学検定料を除く学費等を返還する。

(その他の費用)

第 40 条の 2 学生は、第 39 条に定める納付金のほかに、修学に関する費用を負担することがある。

(健康管理)

第 41 条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより実施する。

- 2 健康診断、その他健康管理について必要な事項は別に定める。

(学生証の提示)

第 42 条 学生は、本校の定める諸規程を守るとともに、常に学生証を携行し、係の請求があったと

きは、いつでも提示しなければならない。

第12章 附帯教育

(附帯教育)

第43条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

科 名	修業期間	定 員	備 考
医療事務講座	3ヵ月	40名	昼夜間
医療事務講座	6ヵ月	40名	昼夜間
医療情報技師講座	6ヵ月	40名	昼夜間
医療情報技師講座	1年	40名	昼夜間
調剤事務講座	3ヵ月	40名	昼夜間
登録販売者講座	3ヵ月	40名	昼夜間
介護職員初任者研修講座	3ヵ月	30名	昼夜間
喀痰吸引等研修	6ヵ月	24名	昼夜間
パソコン講座	3ヵ月	50名	昼夜間
パソコン講座	6ヵ月	50名	昼夜間

2 授業時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 入学金、授業料及びその他必要事項は別に定める。

第13章 雑則

(施行細則)

第44条 この学則施行に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要あるときは、校長がこれを定める。

第14章 削除

第45条から第50条まで 削除

附 則

1. この学則は平成10年4月1日より実施する。
1. この学則は平成11年4月1日より実施する。
1. この学則は平成12年4月10日より実施する。

1. この学則は平成13年4月1日より実施する。
1. この学則は平成14年4月1日より実施する。
1. この学則は平成15年4月1日より実施する。
1. この学則は平成16年4月1日より実施する。
1. この学則は平成17年4月1日より実施する。
1. この学則は平成18年4月1日より実施する。
1. この学則は平成18年12月1日より一部改訂実施する。
1. この学則は平成19年4月1日より実施する。
1. この学則は平成21年4月1日より実施する。
1. この学則は平成22年4月1日より実施する。
1. この学則は平成23年4月1日より実施する。
1. この学則は平成23年9月15日より一部改訂実施する。
1. この学則は平成24年4月1日より実施する。
1. この学則は平成25年4月1日より実施する。
1. この学則は平成26年4月1日より実施する。

ただし、第19条の2（1）については、平成28年度の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正施行後に卒業年次を迎える者から適用する。

1. この学則は平成27年4月1日より実施する。

ただし、第5条第1項の医療マネジメント科（4年制）については、新入生の募集は行わず、医療マネジメント科（2年制）卒業者の3年次及び、診療情報管理専攻科の修了者の4年次編入のみを受け入れる。

なお、平成26年度学則附則ただし書きにある第19条の2（1）については、平成27年度の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正施行が延期となったため適用しない。

1. この学則は平成28年4月1日より実施する。
1. この学則は平成29年4月1日より実施する。
1. この学則は平成30年4月1日より実施する。ただし、別表1（9）鍼灸医療科平成30年度生カリキュラム表は平成30年度新入学生に適用し、平成29年度以前の入学生に対しては、旧カリキュラムを適用する。
1. この学則は2019年4月1日より実施する。
1. この学則は2020年4月1日より実施する。
1. この学則は2021年4月1日より実施する。ただし、別表1（8）介護福祉科2021年度生カリキュラム表は2021年度新入学生に適用し、2020年度以前の入学生に対しては、旧カリキュラムを適用する。
1. この学則は2022年4月1日より実施する。ただし、別表1（8）看護科2022年度生カリキュラム表は2022年度新入学生に適用し、2021年度以前の入学生に対しては、旧カリキュラムを適用する。
1. この学則は2023年4月1日より実施する。

1. この学則は2024年4月1日より実施する。別表2に定める授業料等については2024年度新入学生から適用し、2023年度以前の入学生に対しては旧表を適用する。
1. この学則は2025年4月1日より実施する。